

(別添)

「農林水産省協同組合等検査基本要綱」の一部改正について

令和 2 年 7 月
農 林 水 産 省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部改正に伴い、国が実施する検査の対象者が、中央卸売市場の開設者又は卸売業者から中央卸売市場の開設者となったことから、所要の改正を行う。

【該当箇所】

- ・第1の1の(11)
- ・第2の1の(10)
- ・第6の1
- ・別記様式2-1 検査報告書（第7の1関係）
- ・別記様式3-1 検査書（第7の2の(2)関係）

II 施行時期

令和2年7月21日